平成２９年（フ）第１３８号
北海道深川市２条14番26号　加賀美アパート２階
債務者　井上　節子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４４号
北海道旭川市２条通２丁目245番地の３　リベラハイツ203
債務者　岩部　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５０号
大阪府豊中市大島町１丁目13番21号
債務者　宮腰　良一
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１２号
大阪市西淀川区佃５丁目12番１―504号
債務者　内山　善夫
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４３号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目２番８号　Ｓｕｎｖｅｉｌ・Ｋ102号
債務者　西口　　緑
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８４８号
大阪市城東区今福南４丁目９番８―503号
債務者　茂渡　みか
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８６９号
大阪府門真市野里町16番20号　アパートメントナガハマ201号
債務者　中村ひとみ（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１１号
大阪市此花区伝法５丁目10番20号　チェリーハイツ503号
債務者　西村　浩明（旧姓浜村）
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５号
岡山県玉野市宇野２丁目28番13号、旧住所岡山市東区金岡東町２丁目４番20―５号
債務者　藤原　孝郎
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８号
岡山市北区御津国ケ原699番地４
債務者　祐森　典子
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４号
岡山市北区十日市西町３番６号
債務者　金原英二こと　金　　天鎬
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７号
岡山県玉野市八浜町波知2441番地２
債務者　木村こずえ
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６６号
岡山県高梁市下谷町4811番地　市営松山住宅７―26号
債務者　川原　修治
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７２号
東京都小平市上水本町４丁目21番７―601号
債務者　吹春　重乃
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３５号
静岡県磐田市草崎430番地１
債務者　竜沢　佳典
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係